富良野市新庁舎建設工事

優先交渉権者決定基準

令和元年8月 富良野市

1. 優先交渉権者の決定について

富良野市新庁舎建設工事施工者の優先交渉権者は、この優先交渉権決定基準により決定する。

2. 参加資格審査

参加申込者のから提出される参加表明書等の資料を基に、参加者が参加資格を満たしているか否かを審査する。参加資格審査は、富良野市(以下「本市」という。)が実施し、「富良野市新庁舎建設工事評価選定委員会」 (以下「選定委員会」という。)が確認する。参加資格が認められない場合は失格とする。

3. 優先交渉権者の決定方法

- (1) 参加資格審査において、参加資格があると認められた者(以下「参加資格審査通過者」という。)から、 見積書及び技術提案書の提出を受け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して優先交渉権者を決定する 技術協力交渉方式(ECI 方式(アーリー・コントラクター・インボルブメント方式))を採用する。
- (2) 見積書及び技術提案から算出される点数は、選定委員会において審査され、総合的に最も優れた者を優先交渉権者として本市に報告する。
- (3) 本市は、選定委員会の報告を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

4. 優先交渉権者決定のスケジュール

富良野市新庁舎建設工事優先交渉権者選定プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)による。

5. 評価の方法

- (1)技術提案の評価
- ア 技術評価点は、実績評価(配置技術者評価)及び技術提案評価を合計して、120点満点とする。
- イ 技術評価点は、技術提案書を別表「実績評価項目及び配点」及び「技術提案評価項目及び配点」に基づき選定委員会が審査し、算出する。ただし、技術評価点が60点に満たない者は失格とする。なお、別表「技術提案評価項目及び配点」は、参加資格審査通過者に配付する。
- ウ 実績評価は、参加資格申請時の実績に基づき実施する。実績評価項目に係る採点は絶対評価とし、評価項目、評価基準及び配点は、別表「実績評価項目及び配点」に記載のとおりである。
- エ 技術提案評価項目に係る採点は相対評価とし、評価項目、評価基準及び配点は、参加資格審査通過者に 配付する別表「技術提案評価項目及び配点」に記載する。
- オ 技術提案評価項目に係る得点化の方法は、各委員が付与した得点を平均化することにより算定する。(ただし、有効桁数は小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。)
- カ 審査において、VE提案ヒアリング、技術提案ヒアリングを実施する。
- (2) 見積価格の確認

市が予定している参考事業費を超えた、見積価格を提示した参加者は失格とする。

- (3) 見積価格の評価
- ア 価格評価点は、20点満点とする。ただし、見積提出による積算能力評価点を10点とする。
- イ 価格評価点は、各参加者の見積価格を次式に従って換算する。(ただし、有効桁数は小数点以下第2位と

し、小数点以下第3位を四捨五入する。)

- ① 市が算出した最低基準価格以上、市が予定する参考事業費以下で見積を提出したもの 参加者の価格評価点 (0.00~20.00)
 - = 10×[(市が予定する参考事業費-見積価格)/(市が予定する参考事業費-市が算出する最低基準価格)]
 - +10点(積算能力評価点)
- ② 市が算出した参考事業費に対する最低基準価格以下で見積を提出したもの 参加者の価格評価点 = 一律 2 0 点

(4)総合評価

- ア 総合評価は、価格及び技術提案の二つの面から評価を行う。
- イ 総合評価点は、価格評価点が20点、技術評価点が120点の合計140点満点で評価する。

総合評価点(140点満点)=価格評価点(20点満点)+技術評価点(120点満点)

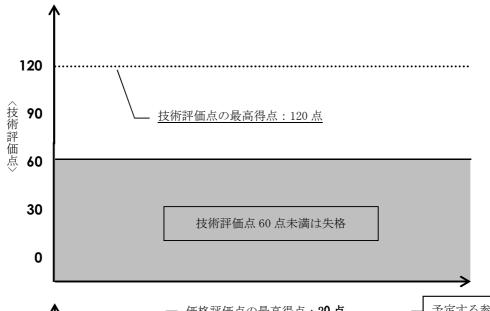
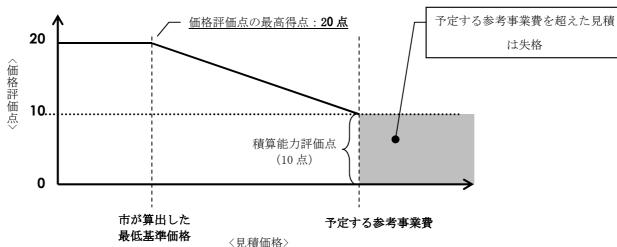
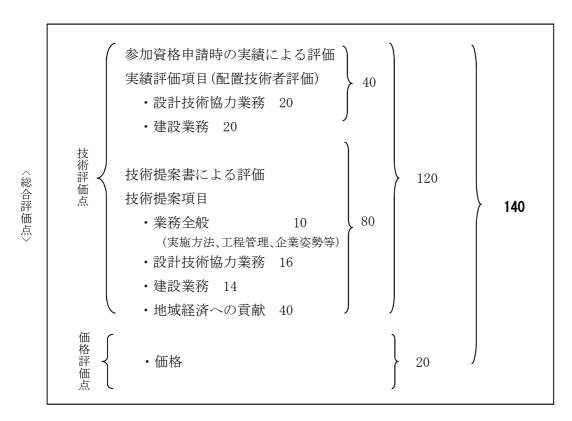


図 総合評価のイメージ





6. 優先交渉権者の決定

- (1) 見積価格の制限の範囲内の価格をもって見積した者のうち、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者として決定する。
- (2)総合評価点が最も高い者が2者以上いる場合は、当該者のうち見積価格の最も低い者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、当該者のうち評価項目の「地域経済への貢献」の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。この場合においても優先交渉権者が決定しない場合は、当該者にくじを引かせて優先交渉権者を決定する。

7. 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定は、下記の手順によって行う。

図 優先交渉権者決定の手順

